

受付	令和3年8月24日 午前・午後 9時00分
----	--------------------------

一般質問（代表・個人）通告書

令和3年8月24日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 芦原 美佳子

尾張旭市議会規則第50条第1項の規定により9月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
<input type="radio"/>	1回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項	自宅療養者や濃厚接触者への生活支援について
No. 1	<p>新型コロナウイルス感染拡大は、いまだ猛威を振るい、感染力の強いデルタ株などの影響で、愛知県内においても新規感染者が急拡大しています。報道によると、8月22日時点で県内の自宅療養者は過去最多の8347人。一週間前の約2.4倍の急増をしています。</p> <p>今後の更なる増加に備え、自宅療養者や濃厚接触者に対して市が取り組める生活支援や職員の体制について、改めて検討する必要があると考え、以下伺います。</p> <p>(1) 現状について 本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅療養を余儀なくされた感染者の生活支援として、感染者が自宅で生活をする上で必要となる日用品、食料などを詰め合わせた生活支援セットを配付されています。利用状況や、寄せられた困り事やニーズについて、また対応する職員の体制はどういうであるか、現状について伺います。</p> <p>(2) 今後の支援や支援体制について 本市では、8月18日にこれまでの最多である23名の新規陽性者が確認されました。増加の主な要因は、家庭内感染とのことです。家族全員が濃厚接触者となり、一定期間自宅から外出できない場合が想定されます。近隣に生活を支援できる親族等がいない場合は、保健所の指示による自宅療養または待機期間中の日常生活において、必要な生活物資等の購入や薬の確保、他の困り事・課題が生じる可能性があります。今後の状況に応じて、自宅療養者相談支援窓口の設置や困り事に対応する「自宅療養者や濃厚接触者への生活支援」の拡充、対応する職員の体制について、改めて検討する必要があるのでないでしょうか。今後の支援の拡充や支援体制について本市のお考えを伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項	がん患者の支援について No. 2-1
要旨	<p>がんは、国民の死因1位であり、生涯のうちに、約2人に1人が罹患すると推計されています。がんの生存率は、治療の進歩などにより上昇傾向にあり、国立がん研究センターの発表によると、2008年にがんと診断された人の10年後の生存率は59.4%です。第3期愛知県がん対策推進計画においては、基本方針の一つに「みんなで支え合い、がんになってもがん患者や家族が安心して暮らせる社会の実現」を掲げています。がんの予防・早期発見の推進と共に、がん患者や御家族が安心して日常生活や社会生活が送れるような支援も必要であると考え、以下伺います。</p> <p>(1) アピアランスケアについて</p> <p>がんの生存率の上昇や通院治療が可能となることに伴い、日常生活と治療を両立させることも大きな課題となっております。</p> <p>がんやがん治療により、脱毛、肌色の変化、皮疹、爪の変化、手術痕、部分欠損などで、外見に変化が起こることがあります。外見が変化することで、他人との関わりを避けたくなったり、外出をしなくなったりと、今まで通りの生活が送りにくくなる方もみえます。こうした中、注目されている「アピアランスケア」について伺います。</p> <p>ア アピアランスケアの認識について</p> <p>イ アピアランスケアに関する適切な情報提供や周知について</p> <p>ウ アピアランスケア支援事業について</p> <p>抗がん剤等がん治療の副作用に伴うアピアランス上の変化を補うため、医療用ウィッグや人工乳房等を購入したがん患者に対し、その購入費用に対する助成を行うアピアランスケア支援事業を実施している自治体が少しずつ増えてきています。がん患者の社会参加を応援し、療養生活の質をよりよいものとするため、本市でも導入していただきたいと考えますが見解を伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 2-2	がん患者の支援について
要旨	(2) 在宅ターミナルケア支援について 在宅ターミナルケア支援とは、患者が人生の最期まで住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅における生活を支援し、患者、またその家族の負担の軽減を図るもので。在宅ターミナルケアにおいて、訪問介護や車椅子、ベッドなど福祉用具の貸与等が必要になる場合があります。その際の支援について伺います。 ア 40歳から64歳までの市民への支援について 介護保険は、高齢者だけでなく40~64歳であっても、がん末期の患者であれば、介護保険による在宅サービスが利用できます。本市での利用状況や在宅サービスの内容について伺います。 イ 若年者在宅ターミナルケア支援事業について 40歳以上の方には、介護保険制度が適用され、20歳未満では小児慢性特定疾患による支援制度があります。しかしながら、20代~30代の若年世代には支援制度がない状況です。こうした状況に対応しようと、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービスにかかる利用料等を助成する自治体もあります。若い世代のがん患者や御家族の安心のためにも、本事業の導入を検討していただきたいと考えますが、見解を伺います。

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 3	子どもの権利を大切にするまちに
要旨	<p>子どもは1人の人間としてかけがえのない存在であり、安心して生活する権利を持ち、最大限に子どもの人権が尊重されなければなりません。</p> <p>児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）は、18歳未満を子どもと定義し、大きく分けて「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの子どもの権利を定めています。我が国では、少子化に伴い子どもの分母は減少しているにもかかわらず、子どもの虐待は年々増加し、子どもの貧困、いじめや不登校など子どもの権利が尊重されない状況が深刻化しており、本市においても子どもを取り巻く多くの課題があります。また、新型コロナウイルス感染症は生活に大きな変化をもたらし、とりわけ子どもへの影響は顕著です。このような時だからこそ、子どもの権利を大切にするまちづくりが重要と考え、以下伺います。</p> <p>（1）子どもの権利の周知・啓発について 市民に対して、子どもの権利の周知・啓発をどのように取り組まれているのか。また、今後の方針について伺います。</p> <p>（2）子どもの権利条約を踏まえた施策について 子どもの権利条約をどのように施策等に反映されているのでしょうか？ 子どもの権利条約を踏まえた施策について伺います。</p> <p>（3）子どもの権利に関する学校教育について ア 児童生徒について 子どもの権利について、児童生徒に認識してもらうために、教育現場ではどのような取組をされているのかを伺います。 イ 教職員への啓発・研修等について 教職員に対しては、子どもの権利についての啓発・研修等はどのように行われているのか伺います。</p> <p>（4）子どもの意見表明・参加の促進について 第5次総合計画等の市の計画を策定する際やまちづくりに、子どもの意見を取り入れたり、参加を促進することについて、現状はどのようにでしょうか？また、今後の方針を伺います。</p> <p>（5）子どもの権利条例の制定について 本市における子どもの権利条例の制定について、見解を伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。